

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

#### 聖籠町条例第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(聖籠町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 聖籠町職員の旅費に関する条例(昭和30年聖籠町条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考を次のように改める。

備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料については、特別職及び一般職に対し、1夜につき2,200円を支給する。

(聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年聖籠町条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会の委員	委員長	月額 55,000円
	委員	月額 45,000円

」を「

教育委員会の委員	月額 45,000円
----------	------------

」に改める。

(聖籠町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 聖籠町特別職報酬等審議会条例(昭和39年聖籠町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

(聖籠町職員定数条例の一部改正)

第4条 聖籠町職員定数条例(昭和57年聖籠町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。